

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県水土保全対策等補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県水土保全対策等補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額、補助率及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 補助率		%
(3) 交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県水土保全対策等補助金交付要綱（平成18年5月25日付第200600021178号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(3)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付31農地第3996号農林事務次官依命通知）及び土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。

(注) 別表の第1欄の2に掲げる事業（土地改良施設維持管理適正化事業）にあつては、次のとおりとする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。